	生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの	七%	B 10	
	冷凍したもの			
	うに及びくらげ	七%	B 10	
	その他のもの		X	
	くん製したもの	六・七%	B 10	
	その他のもの			
	うに及びくらげ	七%	B 10	
	その他のもの		X	
第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品			
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X	
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		X	
〇四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		X	
〇四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
〇四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		X	
〇四〇四・九〇	その他のもの			
	滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	脂肪分が全重量の一・五%以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの			
	カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの		Q	(9)
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
	脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの			
	カードをもととしたもので、一リットル以下の小売用容器入りのもの		Q	(9)
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
	脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの		X	
	その他のもの		X	
〇四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		X	
〇四・〇六	チーズ及びカード			
〇四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード			
	乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）		R	(14)
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの		R	(14)

〇四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		X	
〇四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		R	(14)
〇四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ		X	
〇四〇六・九〇	その他のチーズ			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		X	
	その他のもの		Q	(10)
〇四・〇七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）			
	ふ化用の受精卵			
〇四〇七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		A	
〇四〇七・一九	その他のもの		A	
	その他の卵（生鮮のものに限る。）			
〇四〇七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		X	
〇四〇七・二九	その他のもの		X	
〇四〇七・九〇	その他のもの		X	
〇四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	卵黄			
〇四〇八・一一	乾燥したもの	一八・八%	B 15	
〇四〇八・一九	その他のもの	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	
	その他のもの			
〇四〇八・九一	乾燥したもの	二一・三%	B 15	
〇四〇八・九九	その他のもの	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	
〇四〇九・〇〇	天然蜂蜜		Q	(11)
〇四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A	
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A	
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A	
第七類	食用の野菜、根及び塊茎			
〇七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三%	B 7	
〇七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
〇七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット			
	たまねぎ			
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 10	
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A	
	シャロット		A	